

# 新潟県ゴルフ連盟ジュニア会員制度規約

## (目的)

新潟県内に在住する子どもたちへのゴルフの普及、啓発事業を行いジュニアゴルファーの育成とゴルフの振興に寄与することを目的とする。

## (事業)

1. 研修会の開催。
2. その他ジュニア育成に必要な事業。

## (会員資格)

1. 新潟県内在住か在学で**小学校4年生から高校3年生までの**男女。
2. 保護者が新潟県内に在住しているかそれに順ずる方が在住のこと。
3. 担ぎ、セルフカート(手押し)によるプレーが出来る方。
4. JGA(日本ゴルフ協会)ジュニア会員制度に加入している方。
5. 新潟県ゴルフ連盟が推薦する者。

## (登録制度)

新潟県ゴルフ連盟ジュニア会員登録は、新潟県ゴルフ連盟ジュニア会員加入申込書により登録すること。

## (入会金および年会費)

入会金、年会費は無しとする。

## (研修会費用)

その都度、徴収する。

## (その他)

技術指導は行わない。エチケット、マナー、ゴルフ規則の指導を行う。

## (付則)

平成22年 1月21日制定  
平成29年 1月23日改訂  
平成30年11月16日改訂  
令和 1年11月15日改訂  
令和 4年11月18日改訂